

各プランの補償内容の概要

	プラン名	保険種類	概要
福祉サービス事業者 賠償補償制度	(プランA) 施設サービス事業者 賠償補償制度	施設所有（管理）者賠償責任保険・昇降機賠償責任保険・生産物賠償責任保険	施設サービスを行う事業者が、利用者等に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合に補償します。
	(プランB) 居宅サービス事業者 賠償補償制度	施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険	居宅サービスを行う事業者が、利用者等に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合に補償します。
	<オプション> 個人情報漏えい 賠償補償制度	情報漏えいプロテクター（専門事業者賠償責任保険）	事業者が管理する個人情報漏えいした場合に、利用者等に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合に補償します。
	(プランC) 医療行為施設 賠償補償制度	医師・医療施設賠償責任保険	事業者が、施設内での医療行為の過誤等により利用者等に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合に補償します。
	(プランD) 福祉用具貸与事業 賠償補償制度	施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険	介護保険事業の福祉用具貸与を行う事業者が、利用者等に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合に補償します。
福祉サービス利用者 事故見舞金制度	(プランE) 入所施設 事故見舞金制度（1）	レジャー・サービス施設費用保険	入所施設利用者が施設の管理下（往復途上を含みます。）で急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、事業者が負担する見舞金を補償します。
	(プランF) 入所施設 事故見舞金制度（2）	準記名式契約（全員付保）特約付団体総合生活補償保険（標準型）	入所施設利用者が施設内・外において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に補償します。
	(プランG) 通所施設 事故見舞金制度（1）	レジャー・サービス施設費用保険	通所施設利用者が施設の管理下（往復途上を含みます。）で急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、事業者が負担する見舞金を補償します。
	(プランH) 通所施設 事故見舞金制度（2）	準記名式契約（一部付保）特約・管理下中の傷害危険補償特約・往復途上傷害危険補償特約付団体総合生活補償保険（標準型）	通所施設利用者が施設の管理下（往復途上中を含みます。）で急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に補償します。
	(プランI) 保育所施設 事故見舞金制度	学校契約団体傷害保険（学校の管理下のみ補償）（フランチイズなし）特約・保険料確定特約付普通傷害保険	保育所（園）利用者が保育所（園）の管理下（登下園中を含みます。）で急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に補償します。
役員等 災害補償制度	(プランJ) 社会福祉事業職員 政府労災上乗せ補償制度	労働災害総合保険	事業所の職員が業務中または通勤途上に被る災害を補償します。
	(プランK) 福祉活動者 災害補償制度	就業中のみ危険補償（事業主・役員・従業員）特約付団体総合生活補償保険（標準型）	福祉活動者が福祉活動中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に補償します。
	(プランL) 福祉サービス事業所職員 災害補償制度	準記名式契約（一部付保）特約・就業中のみ危険補償（事業主・役員・従業員）特約・往復途上傷害危険補償特約付団体総合生活補償保険（標準型）	ホームヘルパー等の事業職員が業務中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に補償します。
	(プランM) 理事長・施設長 災害補償制度	団体総合生活補償保険（標準型）	理事長・施設長が、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に補償します。
	(プランN) 社会福祉車両 事故見舞金制度	交通乗用具搭乗中の傷害危険補償特約付普通傷害保険	福祉事業使用車両に搭乗中の方が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に補償します。
	(プランO) 社会福祉事業職員 感染症補償制度	約定履行費用保険	事業所の職員が業務遂行に起因して感染症に罹患した場合に、事業所が負担する見舞金を補償します。
社会福祉施設利用者 賠償補償制度	(プランP) 社会福祉施設利用者 賠償補償制度	個人賠償責任保険	施設利用者が第三者に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合に補償します。
社協専用加入プラン	(プランQ) 社協基本賠償補償制度	施設所有（管理）者賠償責任保険・昇降機賠償責任保険・生産物賠償責任保険	社協が、利用者等に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合に補償します。 ※施設事業（グループホーム・デイサービス等）と福祉用具貸与事業は補償対象外ですのでプランAまたはDにご加入ください。
	(プランR) 社協施設特定事故見舞金制度	レジャー・サービス施設費用保険	あらかじめ特定された施設の利用者が施設の管理下（往復途上を含みます。）で急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、社協が負担する見舞金を補償します。

施設種別・ご加入プランのお勧め

施設の種類により、ご加入をお勧めしているプランは以下のとおりです。

ご加入検討時のご参考にさせていただくとともに、ご不明な点につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

施設の種別	お勧めプラン
高齢者関係施設 (入所・通所施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・(プランA) 施設サービス事業者 賠償補償制度 ・(プランC) 医療行為施設 賠償補償制度<医療行為をされる施設の場合> <p style="text-align: center;">+</p> <p><入所系施設の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(プランE) 入所施設 事故見舞金制度 (1) ・(プランF) 入所施設 事故見舞金制度 (2) <p><通所系施設の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(プランG) 通所施設 事故見舞金制度 (1) ・(プランH) 通所施設 事故見舞金制度 (2)
障がい者関係施設 (入所・通所施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・(プランA) 施設サービス事業者 賠償補償制度 ・(プランC) 医療行為施設 賠償補償制度<医療行為をされる施設の場合> ・(プランP) 社会福祉施設利用者 賠償補償制度 <p style="text-align: center;">+</p> <p><入所系施設の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(プランE) 入所施設 事故見舞金制度 (1) ・(プランF) 入所施設 事故見舞金制度 (2) <p><通所系施設の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(プランG) 通所施設 事故見舞金制度 (1) ・(プランH) 通所施設 事故見舞金制度 (2)
児童関係施設 (入所・通所施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・(プランA) 施設サービス事業者 賠償補償制度 ・(プランP) 社会福祉施設利用者 賠償補償制度 <p style="text-align: center;">+</p> <p><入所系施設の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(プランE) 入所施設 事故見舞金制度 (1) ・(プランF) 入所施設 事故見舞金制度 (2) <p><通所系施設の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(プランG) 通所施設 事故見舞金制度 (1) ・(プランH) 通所施設 事故見舞金制度 (2)
保育所施設	<ul style="list-style-type: none"> ・(プランA) 施設サービス事業者 賠償補償制度 ・(プランI) 保育所施設 事故見舞金制度
訪問介護事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・(プランB) 居宅サービス事業者 賠償補償制度 ・(プランL) 福祉サービス事業所職員 災害補償制度
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・(プランA) 施設サービス事業者 賠償補償制度<施設事業をされる場合> ・(プランQ) 社協基本賠償補償制度 <p style="text-align: center;">+</p> <p><入所系施設の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(プランE) 入所施設 事故見舞金制度 (1) <p><通所系施設の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(プランG) 通所施設 事故見舞金制度 (1)

Q & A

Q1	「プランA 施設サービス事業者 賠償補償制度」に加入していれば、「プランP 社会福祉施設利用者 賠償補償制度」への加入をしなくてよいのですか？
A1	万全の補償にするためには双方加入しておくのがベストです。プランAは、「施設」に法律上の損害賠償責任がある場合の補償のため、「利用者個人」に法律上の損害賠償責任があり、「施設」にない場合は補償できません。この場合は、プランPの対象となります。
Q2	施設サービス、居宅サービス両方を実施している事業者は「福祉サービス事業者 賠償補償制度」のプランA、プランBどちらに加入すればよいですか？
A2	両方加入する必要があります。施設サービスに起因する賠償事故はプランAで、居宅サービスに起因する賠償事故はプランBで、それぞれ補償します。
Q3	「プランF 入所施設 事故見舞金制度(2)」と「プランH 通所施設 事故見舞金制度(2)」の人数はどのように数えるのですか？
A3	プランFは「施設の定員数」、プランHは施設の「施設を利用される1日の最高利用者数（認可定員数）」となります。
Q4	「プランJ 社会福祉事業職員 政府労災上乗せ補償制度」と「プランK 福祉活動者 災害補償制度」の違いを教えてください。
A4	プランJの補償の対象者は、政府労災保険等の補償の対象者のみで、政府労災保険等の補償の対象にならない方（有償のボランティア等）は補償できません。そうした方への補償がプランKです。また、プランJは無記名での加入ですが、プランKは対象者の「加入者名簿」の提出が必要です。
Q5	「プランN 社会福祉車両 事故見舞金制度」と自動車保険の関係を教えてください。
A5	自動車保険のお支払いに関係なく、プランNの補償の対象となります。
Q6	「プランN 社会福祉車両 事故見舞金制度」に加入している自動車で、第三者が搭乗している時に事故があった場合、補償の対象となりますか？
A6	加入している自動車に搭乗している方であれば補償の対象となります。自動車搭乗中とは、自動車の正規の乗車用装置のある場所に搭乗中をいい、「自動車運転中」を含みます。
Q7	「プランE 入所施設 事故見舞金制度(1)」と「プランF 入所施設 事故見舞金制度(2)」、「プランG 通所施設 事故見舞金制度(1)」と「プランH 通所施設 事故見舞金制度(2)」の違いを教えてください。
A7	プランEとGは、「加入施設」が保険金請求者ですが、プランFとHは「施設利用者」が保険金請求者になります。また、入通院時の保険金の支払方法について、プランEとGは入通院日数テーブルに応じた支払ですが、プランFとHは入通院実日数に応じた支払です。